

# 第5回

## 聖籠中学校通学バス運行検討委員会

令和3年1月29日

聖籠町子ども教育課

## 第4回検討委員会までのまとめ（概要）

中学校通学バスについて以下の課題について、検討委員会として決定した事項

### ① 運行目的について（前回確認済み）

聖籠町立聖籠中学校の生徒の冬期間の遠距離通学者の登下校の安全の確保を目的とした通学バスに関し、必要な事項を定めるものとする。

⇒ 現行の運行目的に「安全の確保」を入れる。

### ② 対象生徒について（前回確認済み）

通学バスを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 聖籠町立聖籠中学校に通学する生徒
- (2) 教育委員会が特に必要と認めた生徒

⇒ 「全生徒」を対象とする。

## 第4回検討委員会のまとめ（概要）

### ③ 利用料金について

現行は、往復14,000円(1回あたり1,350円) 受益者負担割合 3割

- (1) バス運行に係る財政負担が大きい
- (2) 受益者負担の割合が低い
- (3) 通学バスのサービス提供は変えない。

⇒ 利用料金の見直し（値上げ等）

### ④ 運行期間について

現行は、12月から2月の3ヵ月

- (1) PTAからの要望 11月から3月 ⇒ 延長の要望
- (2) 延長することによる財政負担が増加する
- (3) 3月は日暮れが遅くなる。積雪もない。

⇒ 「現行のまま」

## 第4回検討委員会のまとめ（概要）

### ⑤ 部活動について

現行は、部活動加入生徒全員をバス対象としている。

(1) 運行目的に「安全性」及び対象生徒を「全生徒」とした。

⇒ 「部活動」をする生徒を区別しない。全生徒の安全性を確保する。

### その他

- ・バス運行経費を削減するため、運行当初からの契約内容を見直し、経費削減に努める。

中学校通学バスの検討した内容について（まとめ）

	現状	課題	決定・検討の内容
1 運行 目的	○遠距離通学者の冬期間登下校支援	●事業目的が不明確となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校通学バスの目的に「安全の確保」を加える。</li> <li>・「遠距離」のワードは残す。</li> </ul> ⇒ 冬期間の登下校の安全の確保を目的とした遠距離通学者の冬期間登下校
2 対象 生徒	○自宅から学校所在地までの片道の通学距離が「概ね3km以上」の生徒 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin: 5px 0;">             運用上は「学校から集落の中心までの道のりが「概ね3km以上」の集落」           </div> ○教育委員会が特に必要と認めた生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町要綱で定める距離要件はあるが、現状は希望者全員である。</li> <li>●このことによるバス運行台数の増加による事業費の増加となっている。</li> <li>●小学校通学バス運行との整合性をどう考えるか。</li> <li>●距離要件の厳格化により、距離要件以下で今まで利用できていた生徒の対応策は？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行目的が安全の確保の視点から、「概ね3km以上」は撤廃し、全生徒が対象となる。</li> </ul> ⇒ 通学バスを利用できる者は、次に掲げる者とする。  (1) 聖籠町立聖籠中学校に通学する生徒
3 利用 料金	①往復利用→14,000円 ②片道利用→7,000円 ③徴収方法→一括前払い徴収方式 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin: 5px 0;">             【参考】              1回あたり換算（R元年度）              ・片道 135 円              ・往復 270 円           </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●徒歩通学者等とのバランス、平等性を図る。また、小学校通学バスとの整合を図る必要性があるかどうか？</li> <li>●利用者一人当たりの経費が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な事業への期待</li> <li>・提供するサービスの安定的に確保する。</li> <li>・保護者（学校）から事業に対する理解と期待</li> <li>・財政負担の増大</li> </ul> ⇒ サービスの提供（安全性と利便性）を確保し、財政負担の増大と受益者負担の割合を考慮し、利用料金の見直し（値上げ）を行う。
4 運行 期間	○12月1日から2月末まで	●PTA要望により11月中旬から3月中旬（春休み）までの期間の要望がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行期間を延長することにより、運行経費も増加する。</li> <li>・運行経費の増加により、利用料金の増加が見込まれる。</li> <li>・3月の延長についてはせず、現行のままでよい。</li> </ul>
5 部活 動	○部活動加入率 88% ○冬期間は、17時まで活動している。	●冬季は日没が早く部活動生徒に対して下校時の暗い道を通学する負担を軽減する観点が必要か→「近距離」の生徒であっても通学バスの運行を認めてよいかの検討。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象生徒が「全生徒」となることから、部活動での区別はしない。</li> </ul>

## 今後の予定

- ・ アンケートの実施？ 2月上旬
- ・ アンケート結果及び検討委員会意見  
(素案作成) 2月下旬



- ・ **運行要綱改正**